3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５―57　横浜植物防疫所総務部会計課調達係　松下雄一郎　電話045―211―7151
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて無料で交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年12月22日午後５時まで、上記３⑴の場所にて随時行う。
⑷　入札書の受領期限　平成29年１月５日午後５時
⑸　開札の日時及び場所　平成29年１月10日午後２時横浜植物防疫所会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、当所の交付する入札説明書に示した書類を作成し、これを封印した入札書に添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hitoshi Ono, Director General, Yokohama Plant Protection Station
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Electricity to be used in Shin Yamashita Government Office ; Contracted demand 168kW ; Estimated annual consumption 1,008,000kWh
②　Electricity to be used in Yokohama Plant Protection station Tsukuba field ; Contracted demand 97kW ; Estimated annual consumption 596,000kWh
⑷　Delivery period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2018
⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade A, B or C in terms of the qualification “Sale of product” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2016, 2017 and 2018,
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order,
⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑥　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law,
⑦　fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.
⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M. 5 January, 2017
⑻　Contact point for the notice : Yuichiro Matsushita, Procurement Section, General Affairs Department, Yokohama Plant Protection Station, Kitanakadori 5―57, Nakaku, Yokohama city, Kanagawa prefect 231―0003, Japan, TEL 045―211―7151

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 11 月 11 日
支出負担行為担当官
東京航空局長　山口　勝弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空灯電第 210 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　調達等件名及び数量　受配電設備　１式
⑶　引渡場所　函館空港内：北海道函館市
⑷　調達案件の仕様等
【仕様】
函館空港の統合管制情報処理システム整備に伴い、受配電設備機器の製造を行うものである。
【内容】
高圧受電盤　１面
変圧器盤　２面
低圧配電盤　２面
付属品等　一式
⑸　履行期間　契約締結日の翌日から平成29年３月22日まで
⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＢ又はＣ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　次に掲げる機器の製造納入実績（履行中のものは除く。）を有すること。
平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した「高圧受配電設備」の製造納入実績。
⑻　対象機器に不具合が発生し、保守要員の派遣等を要請された場合24時間以内に技術者を派遣し対応できること。
⑼　納入機器が引き渡し後１年以内に受注者の責任に帰する原因によって故障、破損した時は、無償で修理または新品に取り替えること。
⑽　機器の部品等の補給体制が整備されていること。交換部品等の確保ができない場合は同等機能をもつ代替品を補給できること。なお、機器の部品等については、引き渡し後も少なくとも22年間補給できること。